

固定資産税（償却資産）のお知らせ

~ 太陽光発電設備を設置された方へ ~

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産です。  
太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

1. 申告対象者について

設置者	発電出力10kW未満 余剰売電	発電出力10kW以上 全量売電・余剰売電
個人(住宅用)	【申告対象外】 事業用資産に該当しない。	【申告対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当する。 (例)屋根の上に設置
個人(事業用)	【申告対象】 事業用資産に該当する。 (例)遊休地に設置、貸しアパートの上に設置	
法人	【申告対象】 事業用資産に該当する。 (例)遊休地に設置、工場の屋根の上に設置	

2. 申告対象となる償却資産

太陽光発電設備（太陽光パネル 1、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等）

なお、太陽光発電システムの耐用年数は17年です。

- 1 太陽光パネルを家屋に一体の建材（屋根材）として設置されている場合、太陽光パネルは家屋の評価対象になるため、償却資産としての申告は不要です。
- 2 償却資産の所有者は、償却資産の取得年月・取得価額・耐用年数等を申告していただき、その内容を基に評価額を算出します。課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

### 3. 課税標準の特例について

以下の条件を満たす場合、課税標準の特例を受けることができます。

項目	内容
対象となる設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金を受けている</li><li>・経済産業省による固定価格買い取り制度の認定を受けていない</li></ul> 上記の条件をすべて満たすもの 但し、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満）を除く。
取得時期	平成30年4月1日～令和4年3月31日まで
特例内容	対象設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から <b>3年度分の固定資産税（償却資産）に限り、課税標準額が、軽減される。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・出力1,000kW未満・・・2/3</li><li>・出力1,000kW以上・・・3/4</li></ul> （地方税法附則第15条第30項第1号及び第2号）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・償却資産申告書（11 課税標準の特例の欄を有に で囲む）</li><li>・償却資産種類別明細書（摘要欄に附則第15条第30項と記載）</li><li>・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し</li><li>・再生可能エネルギー発電設備を設置したことが分かる写真</li><li>・出力容量がわかる書類</li></ul>

### 4. 申告について

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を、1月31日までに申告していただく必要がございます。

書類が必要な方は、福井市財政部資産税課のホームページ内からダウンロードしていただくか、資産税課までお問い合わせください。

### 5. お問い合わせ先

福井市役所財政部税務事務所資産税課 償却資産係

TEL 0776-20-5315